

福島県国土利用計画・土地利用基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について

1 策定に当たっての基本的な考え方

現計画に基づく県土利用に関する施策や取組の達成状況などを踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えながら、引き続き次の視点を重視した計画とする。

- 未曾有の複合災害からの復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産が展開される場としての県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいくために計画的な土地利用を推進する。
- 急速な人口減少と少子高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地や低未利用地の増加など、県土管理水準の低下が大きな課題となっていることから、限りある県土資源の有効利用と適切な管理を図るなど、活力ある県土づくりに向けた土地利用を推進する。
- 地球温暖化の進行や異常気象等を背景とした自然災害が深刻化していることから、防災や減災対策の強化など、県土の安全性を高める土地利用を推進する。
- 自然環境を保全しながら、低炭素型社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入を促進するなど、自然と調和し、環境負荷低減を重視した持続可能な社会の実現に向けた土地利用を推進する。
- 土地利用の不可逆性や多面的機能に配慮しつつ、慎重かつ計画的な土地利用の転換を図りながら、人の営みと自然の営みが調和した土地利用を推進する。

2 計画の期間

- 策定年次（令和3年）から10年間とする。
 - ・ 県計画の上位計画となる新たな総合計画策定と整合を図る。
 - ・ 県計画の基本となる全国計画の計画期間が10年間であること。

3 県国土利用計画と県土地利用基本計画との統合

○ 県土地利用基本計画は、次期県国土利用計画策定に合わせて統合する。

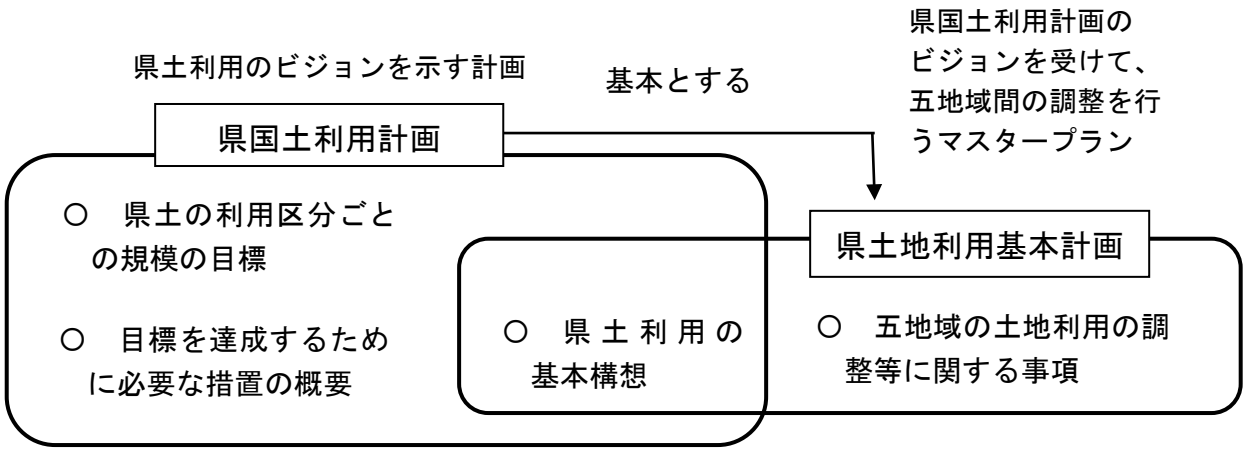
《統合の理由》

- ・ 県国土利用計画と土地利用基本計画の内容が重複すること。
- ・ 計画が一つになることで、土地利用行政に携わる市町村や関係機関等において、分かりやすくなること。

※全国的にも新潟県、茨城県など 11 県が既に両計画の統合を行っている。

4 県国土利用計画と県土地利用基本計画の関係

○ 県国土利用計画と県土地利用基本計画の関係



○ 国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系

